



## 個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、「市税の徴収猶予の特例制度」を利用することができます。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

- 対象となる人** 次の要件を全て満たす納税者・特別徴収義務者
  - 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
  - 一時に納付し、または納入が困難な場合
- ※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します
- 対象となる市税** ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯

- 税▶国民健康保険税—のうち、令和3年2月1日までに納期限が到来するもの
- 徴収猶予期間** 1年間
- 申請期限** 税の種類ごとに定められている納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)
- 申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。

\*申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

### 市税の徴収猶予の特例制度

納期限が11月30日となっている下記の市税は申請期限が11月30日です

令和2年度分…国民健康保険税第5期



## 中小企業者・小規模事業者が対象 令和3年度の固定資産税が軽減されます

【問い合わせ】  
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

- 対象** 次のいずれかに該当する事業者
  - 個人事業者の場合**…常時使用する従業員の数が1,000人以下
  - 法人事業者の場合**…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)
- 要件・軽減率** 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の減少率となっていること

- ▷30%以上50%未満の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額
- ▷50%以上の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額
- 申請期間** 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)
- 相談窓口** ▶中小企業庁[☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)]▶本館資産税課[☎41-3529(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)]

\*申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



### 固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

- ①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額
- ②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分および2分の1に軽減された事業

- ③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の固定資産税合計額
- ※令和3年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税は免除となります



## 新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

【問い合わせ】  
本館財政課(☎41-3517)

| 事業名             | 予算額       | 内容   |
|-----------------|-----------|--|
| 感染症予防対策事業       | 1,763万円   | 感染症同時流行を回避するため、現在実施しているインフルエンザ予防接種費用の支援制度のうち、小学生の補助額を増額するとともに、新たに中学生と妊婦の接種費用を補助します。<br>■ <b>補助額</b><br>○小学生1人目(増額) 1回当たり3,000円(増額前1,000円)<br>○中学生(新設) 1回当たり3,000円<br>○妊婦(新設) 1回当たり3,000円 |
| 花巻米生産緊急支援事業     | 9,614万円   | 令和2年産米価の下落が見込まれる市内主食用米生産農家を支援するため、農業経営体を対象に出荷に係る経費を補助します。<br>■ <b>補助額</b> 1袋(30kg)当たり107円  |
| 中小企業持続支援事業      | 9,692万円   | 消費者が市内事業所に対し商品代金をキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay」で支払った場合、20%をポイント還元します。<br>■ <b>実施期間</b> 12月1日～令和3年3月31日   |
| 家賃支援給付金申請支援業務委託 | 110万円     | 市内事業者の事業継続を支援するため、市が独自に国の家賃支援給付金の申請サポート会場を設置します。<br>■ <b>設置期間</b> 11月5日～12月24日の毎週火・木曜日(全15回)   |
| 観光・物産事業者等緊急対策事業 | 1億4,000万円 | 市内温泉宿泊施設などの経営を支援するため、県民などが温泉施設を利用した場合、日帰り入浴1,000円、宿泊2,000円を補助します。<br>■ <b>実施期間</b> 11月1日～令和3年1月31日(12月27日～令和3年1月3日を除く)   |

\*上記は、10月23日までに補正予算で予算化された支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します

## 生活の立て直しが必要な人が対象 総合支援資金の特例貸付



最大で月額20万円を貸し付け

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難となっている世帯に、総合支援資金の特例貸付を行います。
- 対象** 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 要件** 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること
- 貸付期間** 原則3カ月以内  
※状況に応じて、貸付期間をさらに3カ月以内で延長できる場合があります
- 貸付上限額** ▶单身…月15万円▶2人以上…月20万円

- 償還期間** 据置後10年以内(据置期間1年以内)
- 貸付利率** 無利率
- 保証人** 不要
- 申込期限** 12月末
- 申し込み方法** 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)